

船橋市感染症予防計画に 基づく取組状況について

船橋市保健所
令和8年1月20日（火）

感染症予防計画に基づく今年度の船橋市の取組

(1) 検査体制の確保

- ▶ 数値目標の達成

(2) 有事に備えた人材育成等の体制整備

- ▶ 保健所における感染症対策等の研修・訓練の実施
- ▶ IHEAT要員への研修・訓練の実施

(3) その他

- ▶ 予防計画に基づく取組状況について
- ▶ 新たな感染症に対する医療体制等について
- ▶ 高齢者施設等の感染症対策について
- ▶ 季節性インフルエンザ感染拡大による医療ひっ迫等を防ぐための対応について～2024-2025シーズンの状況をふまえ～

(1) 検査体制の確保

▶ 数値目標と目標達成状況（令和7年12月1日時点）

対応時期(*)	目標	市衛生試験所の検査の実施能力
流行初期/流行初期以降	180件/日	180件/日

対応時期(*)	目標	市衛生試験所の検査機器の数
流行初期/流行初期以降	3台	3台

(*)流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1カ月程度を、流行初期以降とは、その後5ヶ月程度の期間を指す。

・ 流行初期・流行初期以降ともに、目標値の体制を確保している。

(2) 有事に備えた人材育成等の体制整備

○感染症対応研修（保健師向け実践編）

目的：感染症に関する知見を十分有し、感染症対策を主導して担うことができる人材を養成するため

対象：保健師及びIHEAT要員（受講者総数105人）

開催：令和7年7～8月（3回に分けて実施）

○感染症対応研修（実践編）

目的：保健所等において感染症対策を行う人材を養成するため

対象：保健所等の一般事務職員等

開催：令和7年12月18日

○感染症予防計画に基づく感染症対策研修（eラーニング）

目的：流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員体制確保のため

対象：全ての市職員

開催：令和7年6月(1か月間)

○保健所体制に係る数値目標と目標達成状況（令和7年12月1日時点）

項目	確保数
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	260人/日



項目	目標	結果
保健所において感染症有事体制に構成される人員全員が受講できるように実施した研修・訓練の回数	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 全ての市職員を対象にeラーニング形式による研修を1回実施。

項目	目標	令和6年度末時点の確保数
即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	10人	6人

項目	目標	結果
主に感染症対策を行う部署に従事する市の職員を対象とした研修・訓練の実施	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 保健師及びIHEAT要員を対象とした感染症対応研修を3回に分けて実施。 保健所及び健康部の一般事務職員等を対象とした感染症対応研修を1回実施。

新たな感染症の発生に備え、保健所の有事体制を想定し準備しておくとともに、研修・訓練を継続して実施していく。

○感染症対応研修（保健師及びIHEAT要員向け）の様子



研修の前半は**講義**
感染症対策全般、予防計画等について



後半は実践的な**訓練**
手指衛生、PPE着脱、疫学調査について

(3) その他

▶ 予防計画に基づく取組状況について

- 令和7年7月開催 第1回船橋市感染症対策連携会議
- 令和7年12月開催 第2回船橋市感染症対策連携会議
 - ・ 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案について
 - ・ 季節性インフルエンザ感染拡大による医療ひっ迫等を防ぐための対応について～2024-2025シーズンの状況をふまえ～
- 令和8年2月開催予定 第3回船橋市感染症対策連携会議
 - ・ 予防計画に基づく取組状況について

▶ 新たな感染症に対する医療体制等について

- 令和7年度第1回船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会を、令和8年2月以降に開催予定。

▶高齡者施設等の感染症対策について

①平時からの取組み

○感染症対策研修会

高齡者施設等の施設管理者、感染対策担当者向けに、手指衛生のタイミングなど基本的な感染症対策についての研修会を令和7年10月30日に実施。

○感染症対策に係る訪問指導

市内の高齡者施設、障害者施設等の入所系施設を対象に、平時からの感染症対策や新型コロナウイルス感染症などの感染者が出たときの対応について、保健所職員等が施設を訪問して感染症対応状況を確認し、必要な対策を助言。

令和5年度110施設、令和6年度9施設、令和7年度16施設を訪問。

▶ 高齢者施設等の感染症対策について

② クラスター（集団感染）発生時の取り組み

○ 感染をこれ以上広げないための訪問指導

クラスターが判明した場合には、積極的疫学調査として感染症対策の取り組み状況を確認する中で、実地での確認や指導が必要である施設に対して、施設を訪問し、感染拡大を防ぐために必要な措置などを助言。

令和5年度15施設、令和6年度17施設、令和7年度6施設
（※令和7年12月1日時点）を訪問。

▶季節性インフルエンザ感染拡大による医療ひっ迫等を防ぐための対応について～2024-2025シーズンの状況をふまえ～

①集団で生活する「施設」に向けた発信

(医療体制への影響を緩和するための取組み)

○学校や保育所等の施設への注意喚起メール

- ・市医師会と情報共有、保護者向けリーフレット配布など

○高齢者施設、障害者施設等への注意喚起メール

- ・同一施設で感染者5名以上発生した時点での保健所への報告依頼など

②「市民」に向けた発信

(基本的な感染症対策の徹底、流行に備えての確認や準備の呼びかけ)

○市ホームページ、広報紙による周知

○自治会、町会等へのリーフレット配布

○市民向けメール、Xの配信による臨時注意喚起